

令和5年11月20日

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 早瀬 英俊

一般競争入札について下記のとおり実施するので、陸上自衛隊が示す「入札及び契約心得（令和5年9月11日）」等関係事項を承諾のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 品名等

品名、規格、単位、数量
携帯燃料、金属缶製ほか1件 別紙第1「内訳書」のとおり

- (2) 納期 令和6年3月29日
(3) 納地 納地別内訳書のとおり

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和5年度有効の全省庁統一競争参加資格「物品の販売」の「A」、「B」、「C」又は「D」の格付を保有し、北海道地域に競争参加資格を有する者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 別紙第2「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

3 契約条項等を示す場所

契約条項及び「入札及び契約心得」については、北海道補給処調達会計部に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

4 競争入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年12月13日（水）10時30分
(2) 場所 陸上自衛隊北海道補給処 調達会計部入札室

5 落札決定方法

- (1) 総品目総額により決定する。
(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、同額の場合は抽選とする。

6 保証金に関する事項

(1) 入札保証金は免除する。

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従った契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金は免除する。

ただし、契約者が「入札及び契約心得」に従った契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10を違約金として徴収する。

7 入札の無効

(1) 第2項に示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札

(2) 入札に関する条件に違反した入札

(3) 入札金額、入札者及び担当者氏名、連絡先の記載がない入札書

(4) 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書

(5) 電話、電報及びFAXによる入札

(6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

8 契約書の作成

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、物品売買契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付する。

9 その他

(1) 入札書の記載要領等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

なお、落札決定は、消費税抜きの金額で発表する。

(2) 郵便入札

ア 郵便による入札参加を推奨（コロナウイルス感染防止のため）

イ 郵便入札の要領等

(ア) 送付先

〒061-1393 恵庭市西島松308
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課

(イ) 送付期限

令和5年12月12日（火）17時00分（必着）

- (ウ) 送付要領
 - a 入札書は、「携帯燃料、金属缶製ほか1件」と朱書された小封筒の中に入れて封印をする。
 - b 上記aの入札書が入った小封筒と資格決定通知書(写)を郵送用封筒に入れて配達ができる郵便又はメール便にて送付する。
- (エ) 到着の確認
 - 郵送入札を行う者は、発送した後契約課担当者に到着の確認を行うものとする。
- (3) 再度入札
 - ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。
 - イ 郵便による入札者がいる場合
 - (ア) 再度入札の実施日時
 - 令和5年12月19日(火) 13時30分
 - (イ) 郵便入札の要領
 - a 送付期限
 - 令和5年12月18日(月) 17時00分(必着)
 - b その他の要領
 - 初度の入札と同様
- (4) 資格決定通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始までに提出する。(FAX可)
- (5) 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。
- (6) 同等品をもって入札をする場合は、令和5年12月6日(水)17時までに「入札及び契約心得」で示す「同等品判定依頼書」の様式をもって契約課担当者に提出し、入札前に書面をもって承認を受けなければならない。
- (7) 入札に関する問い合わせ先
 - 陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課(担当:高田)
 - 電話 0123-36-8611(内線5338)
 - 物品及び仕様等に関する事項
 - 陸上自衛隊北海道補給処装備計画部需品課(担当:金森)
 - 電話 0123-36-8611(内線5903)
- (8) 公告掲示場所
 - ア 掲示板
 - (ア) 島松駐屯地
 - (イ) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所
 - イ 北海道補給処ホームページ
 - <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (9) 公告掲示期間
 - 令和5年11月20日～令和5年12月12日

内 訳 書

No.	品 名	規 格	単 位	数 量	納 地
1	携帯燃料、金属缶製	仕様書のとおり	EA	10,091	納地別内訳書のとおり
2	携帯燃料、フィルムパック	仕様書のとおり	EA	3,421	納地別内訳書のとおり

納地別内訳書
(要求毎)

調達要求番号 : 3MCQ1AQ0012

項目	品名	契約番号	納地	数量	引渡場所	搬入場所	直納
0001	携帯燃料, 金属缶製		北処	502.00		総務部管理課	S2
0001	携帯燃料, 金属缶製		旭川駐業	591.00			S2
0001	携帯燃料, 金属缶製		名寄駐業	372.00			S2
0001	携帯燃料, 金属缶製		上富良野駐業	410.00			S2
0001	携帯燃料, 金属缶製		留萌駐業	300.00			S2
0001	携帯燃料, 金属缶製		帯広駐業	768.00			S2
0001	携帯燃料, 金属缶製		美幌駐業	615.00			S2
0001	携帯燃料, 金属缶製		東千歳駐業	2,084.00			S2
0001	携帯燃料, 金属缶製		北千歳駐業	521.00			S2
0001	携帯燃料, 金属缶製		北恵庭駐業	420.00			S2
0001	携帯燃料, 金属缶製		南恵庭駐業	508.00			S2
0001	携帯燃料, 金属缶製		静内駐業	300.00			S2
0001	携帯燃料, 金属缶製		札幌駐業	52.00			S2
0001	携帯燃料, 金属缶製		真駒内駐業	1,382.00			S2
0001	携帯燃料, 金属缶製		滝川駐業	250.00			S2
0001	携帯燃料, 金属缶製		俱知安駐業	100.00			S2
0001	携帯燃料, 金属缶製		函館駐業	100.00			S2
0001	携帯燃料, 金属缶製		遠軽駐業	315.00			S2
0001	携帯燃料, 金属缶製		釧路駐業	274.00			S2
0001	携帯燃料, 金属缶製		羽後駐業	132.00			S2
0001	携帯燃料, 金属缶製		丘珠駐業	65.00			S2
0001	携帯燃料, 金属缶製		美瑛駐業	30.00			S2
0002	携帯燃料, フイルムパック		北処	29.00		総務部管理課	S2
0002	携帯燃料, フイルムパック		旭川駐業	348.00			S2
0002	携帯燃料, フイルムパック		名寄駐業	200.00			S2
0002	携帯燃料, フイルムパック		上富良野駐業	155.00			S2
0002	携帯燃料, フイルムパック		帯広駐業	300.00			S2
0002	携帯燃料, フイルムパック		美幌駐業	365.00			S2
0002	携帯燃料, フイルムパック		東千歳駐業	865.00			S2
0002	携帯燃料, フイルムパック		南恵庭駐業	250.00			S2
0002	携帯燃料, フイルムパック		札幌駐業	20.00			S2
0002	携帯燃料, フイルムパック		真駒内駐業	380.00			S2
0002	携帯燃料, フイルムパック		岩見沢駐業	5.00			S2
0002	携帯燃料, フイルムパック		函館駐業	60.00			S2
0002	携帯燃料, フイルムパック		遠軽駐業	20.00			S2
0002	携帯燃料, フイルムパック		釧路駐業	334.00			S2
0002	携帯燃料, フイルムパック		羽後駐業	60.00			S2
0002	携帯燃料, フイルムパック		丘珠駐業	30.00			S2
			- 以下 余白 -				

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについては子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

調達要求番号：3M0Q1AQ0012

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	—	仕 様 書 番 号	
携帯燃料，金属缶製		NQ-K100010Q	
		作 成	平成13年 7月25日
		変 更	令和 5年 9月25日
		作成部隊等名	北 海 道 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達する市販品の固形燃料缶について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.2.3

SDS

“労働安全衛生法”，“特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律”及びJIS Z 7253に基づく安全データシートをいう。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称による。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS Z 7253

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル，
作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

3.2 性能等

性能等は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、調達品目表による。

3.3 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の2.3による。

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5.2 外装の表示

外装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、適宜な方法によって次に示す事項を表示する。

- a) 品名（製品の呼び方）
- b) 内容量
- c) 製造者名又は輸入元
- d) 納入年月（西暦年月）
- e) 契約の相手方の名称又はその略号
- f) 使用方法

6 その他の指示

6.1 納入書類

契約の相手方は、次に示すとおり書類を提出する。

- a) 契約締結後速やかに納入する製品を記載したカタログ及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を契約担当官等に各1部（ただし、同一年度内に同一製品を納入する場合、2回目以降の納入時には提出を省略してよい。）
- b) 納入時に製造者の社内試験成績書及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を監督官等に各1部

6.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調 達 品 目 表

調達要求番号	3MCQIAA0012	作成部隊等名	北海道補給処
調達要求年月日	令和5年11月10日	作成年月日	令和 5年 9月25日
仕様書番号	NQ-K100010Q		

1 調達品目

品名	カタログ製品名 ^{a)}	注記
携帯燃料, 金属缶製	(株)ニチネン 屋外用トップ丸缶, 250g (ゴトク付) パール金属(株) ファイアメイト, 250g ホワイトプロダクト(株) NO.218-W, ケイネン250 (ゴトク付) 又は同等以上のもの(他社製品を含む。)	-

注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

2 性能等

同等と判断する要求基準は、次による。

- a) 缶入りとし、火力調整可能である。
- b) 常温(20℃)において、蓋を密閉して缶を逆さにした場合に燃料が流出しない。
- c) 1缶に1個、取扱い容易で安全性のあるゴトクが付属している。
- d) 残った燃料は、蓋を固く閉じておくことにより、再使用可能である。
- e) 内容量(正味)250g以上とする。
- f) 固形化されたもので、燃焼中に有毒なガス、悪臭、煤煙等を発生しない。
- g) 納入後1年間保存しても化学反応等により変質しない。
- h) 火力を大で燃焼した場合、1時間以上燃焼する。
- i) 残量によることなく、常に火力が衰えない。
- j) 熱量は5000cal/g以上とする。
- k) 常温(10℃)において、水温5℃の水500mlを飯ごうなどに入れ、10分を基準として沸騰できる。

調達要求番号：3MCQ1AQ0012

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	9110-162-3814-5	仕様書番号
携帯燃料，フィルムパック	NQ-K100015K	
	作成	平成13年 7月25日
	変更	令和 5年 9月25日
	作成部隊等名	北海道補給処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達する市販品のパック燃料について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.2.3

SDS

“労働安全衛生法”，“特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律”及びJIS Z 7253に基づく安全データシートをいう。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称による。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS K 1501	メタノール
JIS K 2279	原油及び石油製品—発熱量試験方法及び計算による推定方法
JIS Z 7253	GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル，作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

食品衛生法（昭和22年法律第233号）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

3.2 性能等

性能等は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、調達品目表による。

3.3 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の2.3による。

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5.2 外装の表示

外装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、使用法及び取扱上の注意事項について適宜の位置に表示する。

6 その他の指示

6.1 納入書類

契約の相手方は、次に示すとおり書類を提出する。

- a) 契約締結後速やかに納入する製品を記載したカタログ及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を契約担当官等に各1部（ただし、同一年度内に同一製品を納入する場合、2回目以降の納入時には提出を省略してよい。）
- b) 納入時に製造者の社内試験成績書及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を監督官等に各1部

6.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調 達 品 目 表

調達要求番号	3M C Q 1 A 0 0 0 1 2	作成部隊等名	北 海 道 補 給 処
調達要求年月日	令和5年11月10日	作成年月日	令和 5年 9月25日
仕様書番号	NQ-K100015K		

1 調達品目

品名	カタログ製品名 ^{a)}	注記
携帯燃料, フィルムパ ック	㈱ニチネン パック燃料 (四角タイプ) 桐 パール金属㈱ ファイアジェントパック燃料 M-7554 又は同等以上のもの (他社製品を含む。)	-
注 a) この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として 例示したものであり、当該製品を指定するものではない。		

2 性能等

同等と判断する要求基準は、次による。

項目	規定	試験方法など
主成分	メタノール	J I S K 1 5 0 1による。
容器	フィルムパック	食品衛生法による。
総発熱量	1 6 0 0 0 0 cal/個 以上	J I S K 2 2 7 9による。
内容量	2 8 g ~ 3 4 g/個	-
燃焼状態	点火が容易、かつ、燃焼中に有毒なガス、悪臭、煤煙等が発生しないものとする。	
その他	納入後1年間保存しても液漏れ及び化学反応などによって変質しないものとする。	